

平成 25 年度協働事業提案制度の審査について（案）

1 審査組織

協働事業提案制度において提案された協働事業の審査については、区民協働推進会議の構成員を委員とした審査委員会を設置し審査を行う。ただし、練馬区区民協働推進会議の委員の中で、中間支援組織として提案団体の支援を行う役割を担う練馬区 NPO 活動支援センターの運営に関わる委員は、審査に参加しない。

2 審査組織の役割

審査委員会は提案された事業を審査し、協働事業の候補事業を選定する。

3 審査における審査委員の回避

審査委員が属する団体または関係する団体から提案があった場合、委員は下表のとおり審査を回避する。

（「 」…回避する。「 」…審査する。）

	審査委員が属する団体または関係する団体からの提案例	審査
1	審査委員の属する団体からの提案で、同委員が団体の役員または事業の企画・実施等に関係する場合	
2	審査委員が属する団体等で構成する連合組織からの提案で、同委員が連合組織の役員または事業の企画・実施等に関係する場合	
3	委員が属する団体等で構成する連合組織のうち、同委員の属する団体以外の団体から提案があった場合	○
4	委員が属する団体と同形態の別団体から提案があった場合	○